ＳＤＧｓ宣言実施要領

1　目的　　①市内の事業所・団体等によるＳＤＧｓ活動を促進すること。
②優良事例の発掘と横展開を図ること。
③市内のＳＤＧｓの取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信すること。

2　資格　以下の①～③の全てを満たす事業所・団体等
①市内に本店、支店又は営業所等を有する企業、法人、団体、個人事業主、教育機関等であること。
②暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
③ＳＤＧｓを積極的に推進していること。
・小学校から高校までは学校単位で届け出ることができます。
・大学は学部単位又は部活・サークル単位で届け出ることができます。
・市内に複数の支店を有する企業は支店ごとに届け出ることができます。（本社が全支店をまとめて届け出ることもできます。）
・78の連合自治組織も届け出ることができます。

3　宣言後の取扱い
・宣言登録証を交付します。
・毎年１月～２月末に、目標に対する実績と次年度の目標を報告していただきます（ただし、初回の宣言届出から3か月に満たない場合を除きます。）。
・宣言事業所・団体等の一覧を静岡市ホームページ上で公表します。
・静岡市が参加する各種会議等で、先進企業等による取組としてその内容を積極的に情報発信します。
（例：国連ニューヨーク本部ＳＤＧｓ推進会議での紹介）

4　届出期間　随時受付中

5　届出方法　静岡市ホームページに掲載の所定様式に必要事項を記載の上、①または②のいずれかの方法により届け出てください。
①静岡市ホームページの届出フォームから届出
②静岡市企画課（静岡庁舎新館9階）に持参
静岡市ホームページ　https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000146.html
QRコード

6　その他　ＳＤＧｓ宣言を行った企業・団体に対し、啓発イベント等において取組事例の発表を依頼することがあります。
令和2年1月26日(日)に開催された「静岡市ＳＤＧｓシンポジウム」では、宣言の提出があった企業・団体による取組事例の発表が行われました。
※今後の予定については未定です。

7　問い合わせ先　　静岡市企画局企画課　地方創生推進係
電話　054-221-1022　　E-mail　kikaku@city.shizuoka.lg.jp
※ＳＤＧｓ宣言に関するご質問は、上記アドレスにメールでお問い合わせください。